

仕様書

1. 件名 雨水ポンプ場4施設の高圧受電施設に係る電力供給

2. 概要

- | | |
|----------|---------|
| (1) 対象施設 | 別紙1のとおり |
| (2) 需要場所 | 別紙1のとおり |
| (3) 現供給者 | 新電力 |

3. 仕様

(1) 電気方法、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

- | | |
|-----------------|--|
| ①供給電気方式 | 交流3相3線式 |
| ②供給電圧(標準電圧) | 6,600V |
| ③計量電圧(標準電圧) | 6,600V |
| ④標準周波数 | 60Hz |
| ⑤受電方式 | 1回線受電
国分市場第1雨水ポンプ場のみ令和4年3月末日以降に1回線受電から2回線受電に切り替わる予定 |
| ⑥自家発電設備 | 別紙1のとおり |
| ⑦太陽光発電設備 | 別紙1のとおり |
| ⑧アンシラリーサービス料金対象 | 無 |

(2) 契約電力、予定使用電力量等

- | | |
|-----------|---------|
| ①予定契約電力 | 別紙2のとおり |
| ②予定使用電力量 | 別紙2のとおり |
| ③最大需要電力実績 | 別紙3のとおり |
| ④使用電力実績 | 別紙3のとおり |

※入札に用いる数量は上記①予定契約電力及び上記②予定使用電力量のとおりとする。

ただし、実際の取引においては、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(3) 契約期間

自 令和3年11月計量日 至 令和4年11月計量日前日

- | | |
|----------|---------|
| (4) 供給地点 | 別紙1のとおり |
|----------|---------|

(5) 電気工作物の財産分界点 供給地点に同じ

(6) 保安上の責任分界点 供給地点に同じ

(7) 検針日及び計量

供給者は、毎月当該月の使用電力量、最大需要電力等の検針を行い、速やかに柏原市及び各需要場所の責任者に検針結果を通知すること。

なお、計量日について、供給者が計量日の変更を希望する場合は、協議の上変更することができる。現在の各施設の計量日は下記のとおりである。

片山雨水ポンプ場：毎月 18 日

国分第 2 雨水ポンプ場：毎月 18 日

片山浸水ポンプ場：毎月 18 日

国分市場第 1 雨水ポンプ場：毎月 22 日

(8) 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までとする。

(9) 料金の算定方法

①電気料金は、各月毎の契約電力及び使用電力量料金等により算定するものとする。

②電気料金は、次の(ア)から(エ)に掲げる料金を合算した額とする。

(ア)基本料金 契約電力、基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。

$$\cdot \text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率} / 100)$$

(イ)電力量料金 使用電力量及び電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。

$$\cdot \text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価}$$

(ウ)燃料費調整額 燃料費調整額は、当該地域を所管する一般電気事業者が採用する燃料費調整単価を用いて以下の算式により算定する。

$$\cdot \text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times (\pm \text{燃料費調整単価})$$

(エ)再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー発電促進賦課金は国が定める再生可能エネルギーの固定価格買取制度における賦課金単価に基づき、以下の算式により算定する。

$$\cdot \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} = \text{使用電力量} \times \text{賦課金単価}$$

③電気料金の算定に係る端数調整は次のとおりとする。

(ア)契約電力の単位は 1 kW とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

(イ)使用電力量の単位は 1 kWh とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

(ウ)力率の単位は 1 % とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

(エ)電気料金の銭位などの端数は、供給者が定める約款の規定による。

※入札においては、柏原市が示す入札内訳書により算出するものとする。

(10) 支払方法

供給者は、電気料金の算定後、速やかにその代金の請求を毎月行うものとし、柏原市は、供給者が定める約款の規定に基づきその代金を支払うものとする。また、請求書は施設毎に発行すること。

(11) 電力接続について

電力業者との接続に伴う手続きや工事については、供給者が行うものとする。

(12) その他

- ①力率は、90%以上を保持する予定である。
- ②使用電力量等の検針後、検針結果（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、単価、料金等）を速やかに各施設へ通知すること。
- ③電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書に記載ないとき、又はこの契約に関して疑義が生じたときは、当該地域を所管する一般電気事業者の定める供給条件によるものとし、柏原市と供給者の協議の上これを定めるものとする。